第七条の表中二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、二十の項の次に次のように加える。

二十一　ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質	一　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 二　金属の加工に使用するエッチング剤 三　半導体の製造に使用するエッチング剤 四　メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 五　半導体の製造に使用する反射防止剤 六　半導体用のレジスト 七　はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 八　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 十　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

附則第三項の表令和七年十二月三日の項を削る。

附則第四項の表に次のように加える。

ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第一条第一項第三十五号ロの改正規定、附則第三項の表の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の第一条第一項第三十七号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案のために、同条第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

船員法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百十七号

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十三条の五第一項（同法第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百二十一条の二、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十二条の六第一項及び第二十三条、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十四条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（船員法関係手数料令の一部改正）

第一条　船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　生存講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者　一万六千八百円

十　消火講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者　五万六千九百円

（船員法に基づく登録検査機関に関する政令の一部改正）

第二条　船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船員法に基づく登録生存講習機関等に関する政令

第一条の見出し中「登録検査機関」を「登録生存講習機関等」に改め、同条中「次条において」を「以下」に改め、「いう。）」の下に「第八十三条の五第一項（法第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び」を加える。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正）

第三条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第十七条の二第二項第二号、第十七条の十四及び第十七条の十五第四号の項を削り、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第三号の項中「及び第三項第三号」を削り、「登録海技免許講習の」の下に「実施に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）」を、「登録海技免状更新講習の」の下に「実施に関する事務」を加え、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項並びに第十七条の十四の項を削り、同表第十七条の二第三項第二号の項中「登録海技免許講習を」の下に「行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）」を、「登録海技免状更新講習を」の下に「行う者」を加え、同表第十七条の二第三項第二号、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四の項を次のように改める。

第十七条の二第三項第三号	登録海技免許講習	登録海技免状更新講習
第十七条の二第三項第四号	登録海技免許講習事務	登録海技免状更新講習の実施に関する事務

第三条の表第十七条の三第二項の項中「第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二」を「前条及び第十七条の十六」に改め、同項の前に次のように加える。

第三条の表第十七条の四及び第十七条の九の項、第十七条の五の項、第十七条の六第一項の項、第十七条の十の項、第十七条の十一第一号の項、第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四号の項、第十七条の十四及び第十七条の十五第三号の項、第十七条の十五第二号の項及び第十七条の十五第五号の項を削る。

第四条の表第十七条の二第二項第二号及び第十七条の十五第四号の項を削り、同表第十七条の二第二項第三号の項中「実施」の下に「に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）」を、「の養成」の下に「に関する事務」を加え、同表第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二